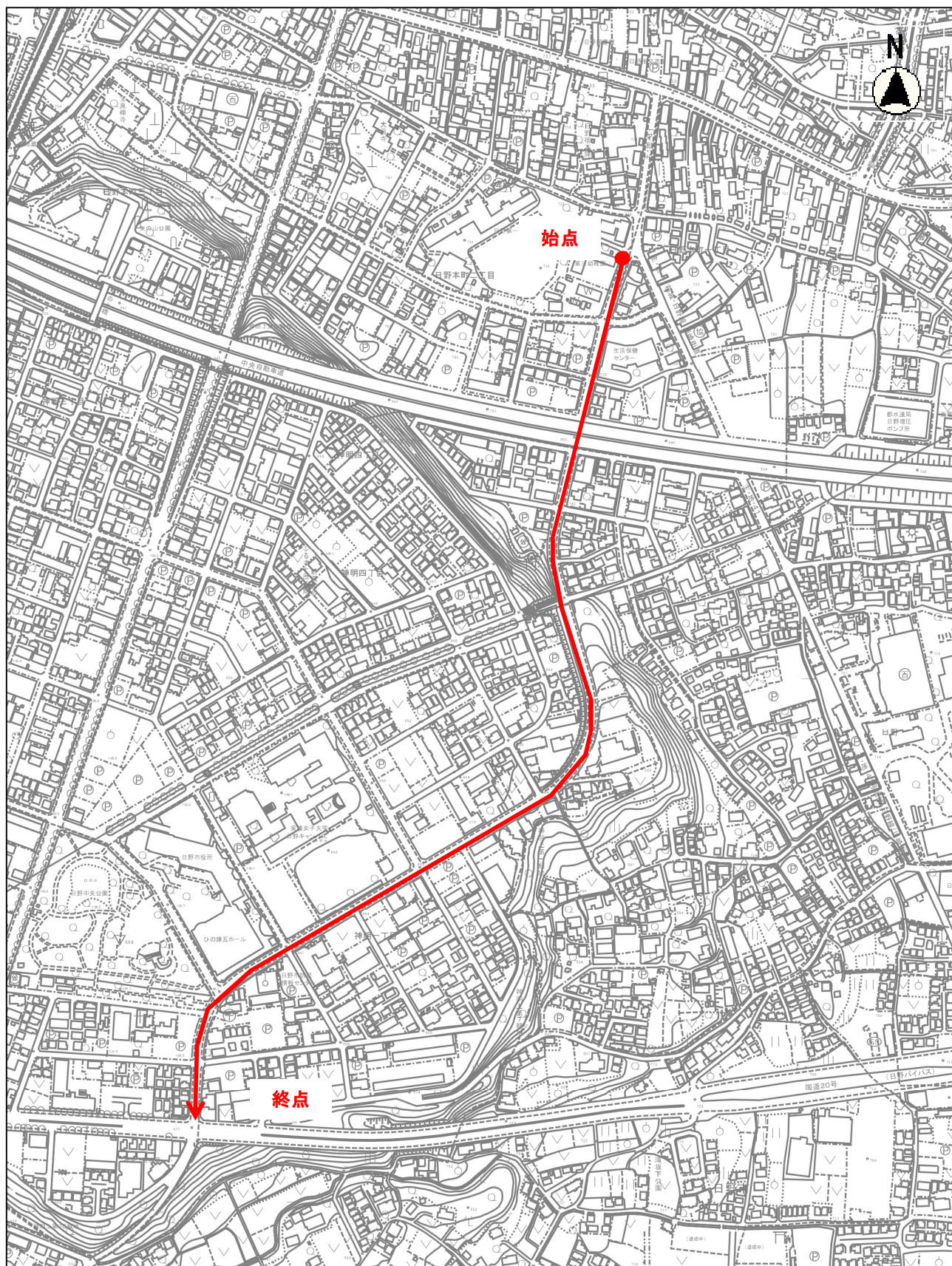


幹線市道 I -10号線ほか5路線舗装補修工事設計業務委託 業務箇所図

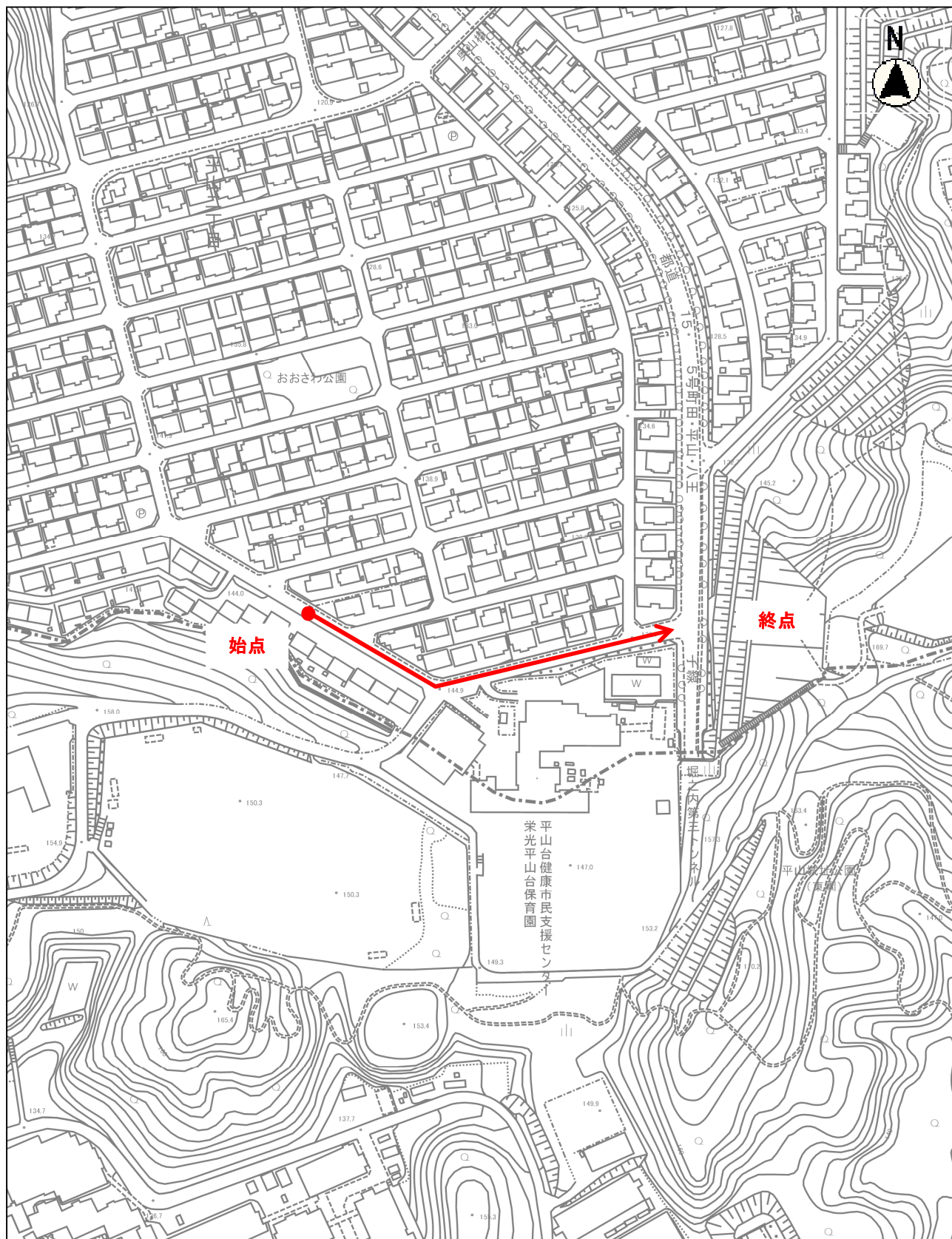
番号	路線名	所在地	延長
1	幹線市道 I -10号線	日野市日野本町二丁目14番地先～ 神明一丁目10番地先間	1110m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。

幹線市道Ⅰ-10号線ほか5路線舗装補修工事設計業務委託 業務箇所図

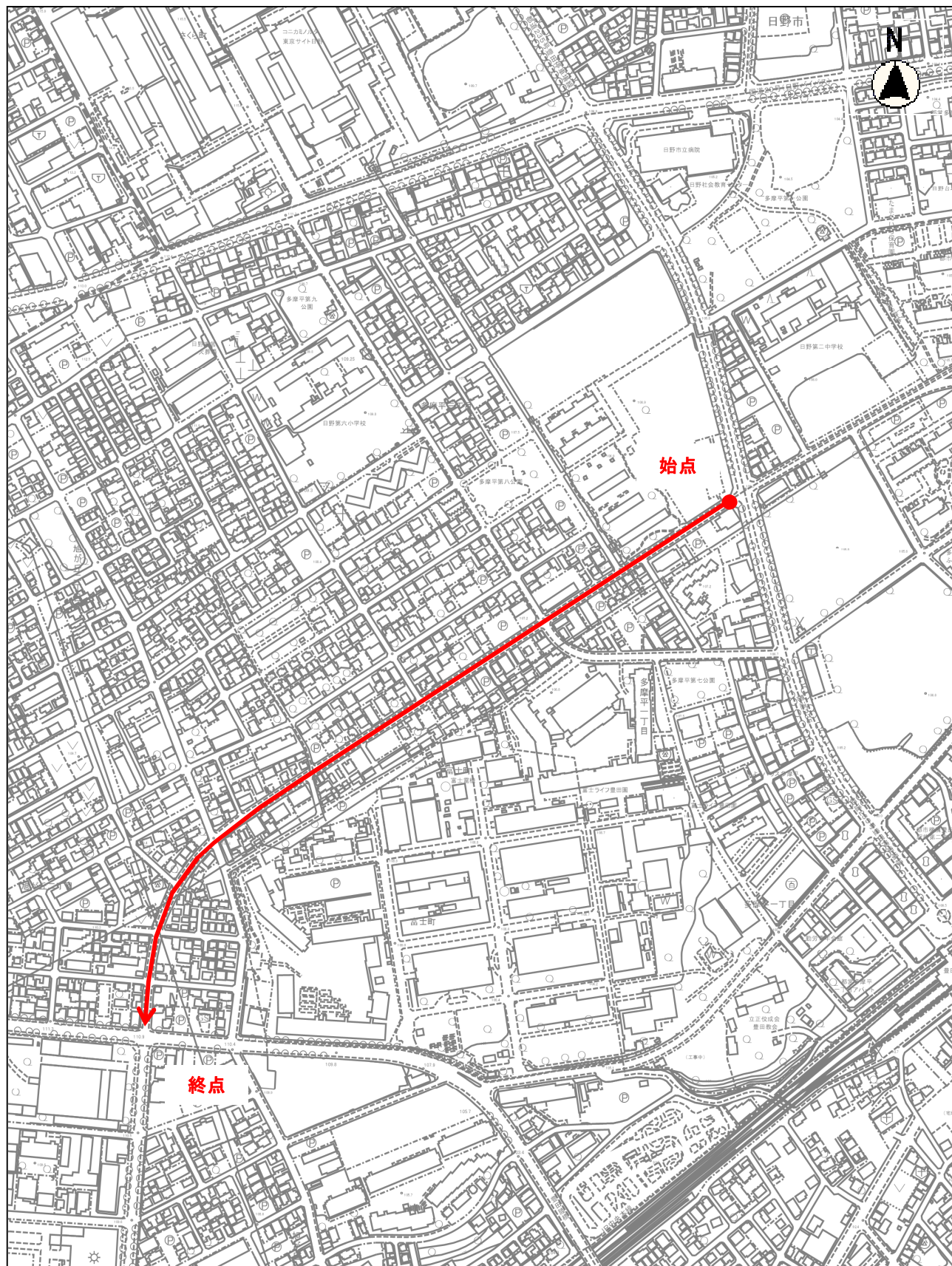
番号	路線名	所在地	延長
2	幹線市道Ⅱ-25号線	日野市平山二丁目7番地先～ 平山二丁目1番地先間	204m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。

幹線市道Ⅰ-10号線ほか5路線舗装補修工事設計業務委託 業務箇所図

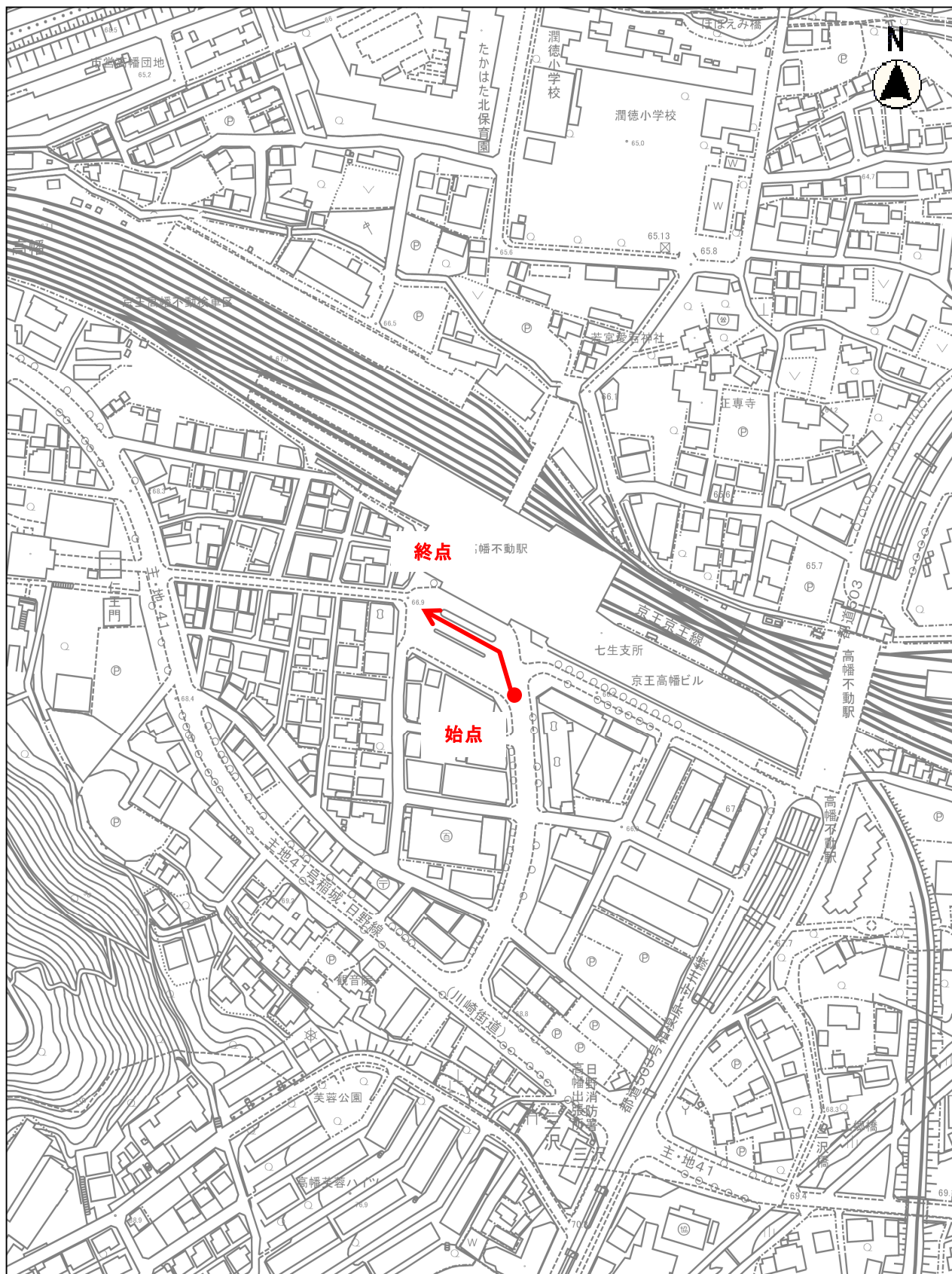
番号	路線名	所在地	延長
3	幹線市道Ⅱ-45号線	日野市多摩平三丁目1番地先～ 旭が丘二丁目2番地先間	820m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。

幹線市道Ⅰ-10号線ほか5路線舗装補修工事設計業務委託 業務箇所図

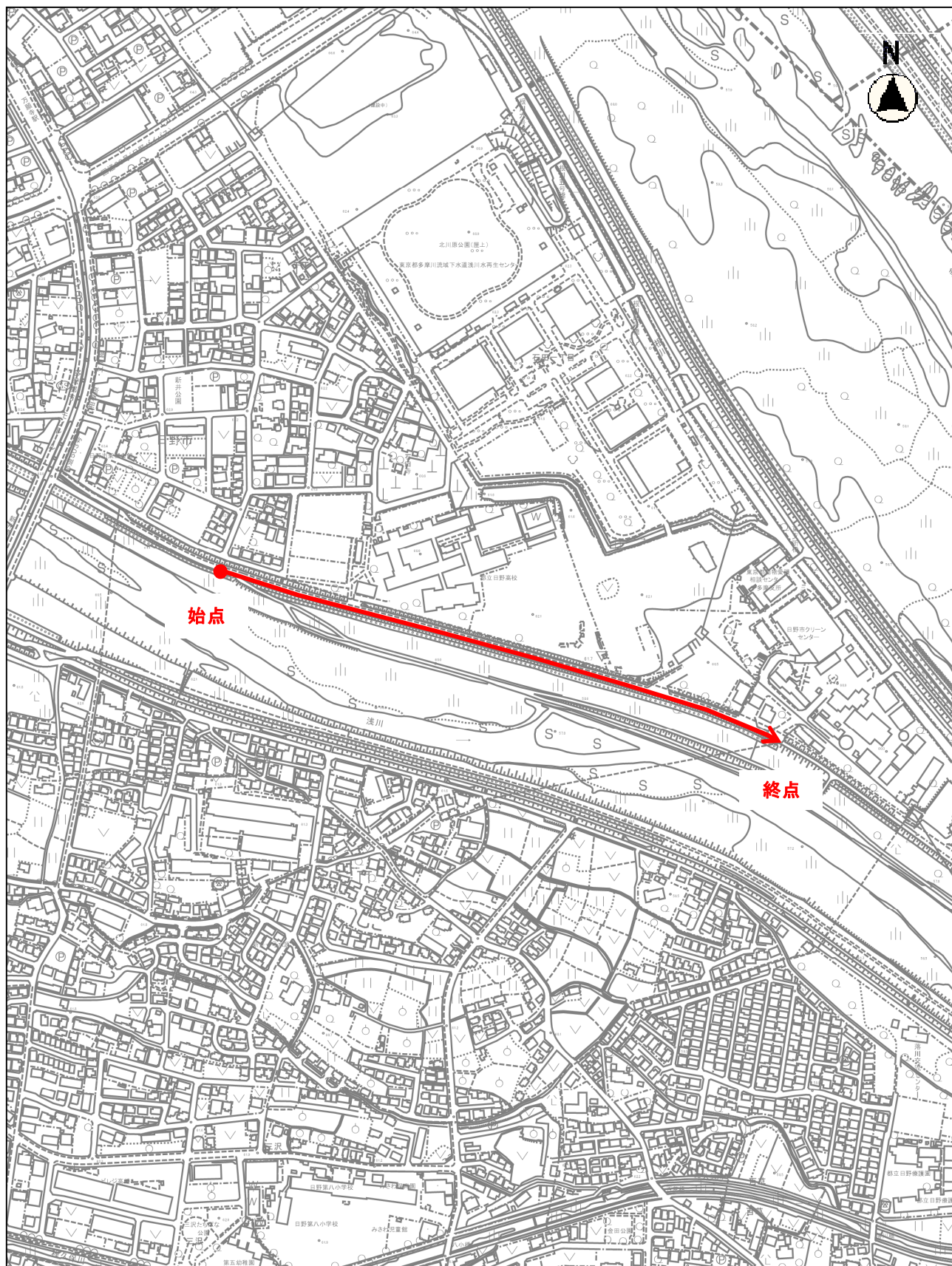
番号	路線名	所在地	延長
4	幹線市道Ⅱ-63号線	日野市高幡128番地先	96m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。

幹線市道 I-10号線ほか5路線舗装補修工事設計業務委託 業務箇所図

番号	路線名	所在地	延長
5	市道C58-1号線	日野市新井二丁目4番地先～ 石田一丁目210番地先間	600m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。

幹線市道 I-10号線ほか5路線舗装補修工事設計業務委託 業務箇所図

番号	路線名	所在地	延長
6	市道L16号線	日野市南平九丁目32番地先～ 南平九丁目16番地先間	245m



上記延長は設計延長になります。設計図を作成する際は前後の状況が必要になることから、図面作製は始点及び終点にプラス20m追加します。また、取付道路や交差点がある場合は、原則、取付道路は10m、交差点は全部を図示する必要があります。